

神奈川県リハビリテーション協議会の位置づけ変更について

1 経緯

- 近年、病気になっても、障がいがあっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進が求められている。
- その中で、地域包括ケアシステム的一端を担う地域リハビリテーション体制の整備、推進が必要であり、予防から急性期、回復期、維持期の各ステージにおいて、切れ目なく、幅広いリハビリテーションの適切な提供を行うため、医療・介護職をはじめとした多職種との連携体制の強化が不可欠である。
- これまで地域リハビリテーションの現状や課題については、神奈川県リハビリテーション協議会の場で議論してきたが、地域包括ケアにおける地域リハビリテーションの課題や多職種との連携等について議論を深めていく必要があり、同協議会の今後の方向性を整理するため、同協議会委員に対して以下の協議内容について書面協議を行った。

◆ 神奈川県リハビリテーション協議会を、在宅医療、介護を含む地域包括ケア推進のため、多職種が参画している神奈川県在宅医療推進協議会（「神奈川県地域包括ケア会議」と合同開催しているもの）の部会として位置づけを変更し、存続する。

※ 協議事項の趣旨及び補足

- 上記取扱いの趣旨として、議論の結果を神奈川県在宅医療推進協議会にフィードバックし、意見交換を行い、多職種との連携体制を強化することを想定しています。

- 書面協議の結果、神奈川県リハビリテーション協議会委員（22名）の3分の2（15名）以上から回答があり、県から提案した案が了承された。

2 神奈川県在宅医療推進協議会リハビリテーション部会設置について

- 前項を踏まえ、神奈川県在宅医療推進協議会において、次のことを改めてお諮りし承認をいただきたい。
 - (1) 神奈川県在宅医療推進協議会及び地域包括ケア会議において地域包括ケアにおける地域リハビリテーションの課題や多職種との連携等に関する取組みを協議すること。
 - (2) 神奈川県リハビリテーション協議会を神奈川県在宅医療推進協議会の部会として位置づけを変更すること。
 - (3) 前項に伴い、神奈川県在宅医療推進協議会にリハビリテーション部会設置要綱を制定すること。